

令和5年度 森林・林業施策の概要

本県では、戦後、植林された人工林が本格的な利用期を迎えているが、この森林資源は十分に活用されておらず、また、適切な管理がなされていない森林も見受けられるなど、森林の有する公益的機能が十分に発揮されているとは言い難い状況にある。

このため、令和5年度は、『第2次茨城県総合計画』に示す「林業の成長産業化と未来の担い手づくり」に向けて、林業経営の自立化、県産木材の利用促進と木材産業の発展、機能豊かな森林づくりの3つの柱で施策を推進していく。

具体的には、カーボンニュートラル社会の実現も見据えながら、森林湖沼環境税などの財源を活用し、所有規模が小さいなどの理由により単独では経営が困難な森林について、規模拡大に意欲的な経営体に集約することなどによって林業経営の自立化を図ることとし、高性能林業機械やスマート林業技術の導入を進め生産性を向上させるとともに、担い手の確保・育成を図ることなどにより、素材生産量の増大を図っていく。

さらに、生産された木材の出口対策として、大規模・中高層建築物をはじめとする非住宅分野における県産木材の需要拡大に取り組む。

また、本年11月11日・12日に潮来市と水戸市において開催する第46回全国育樹祭を契機として、森林を守り育てることの大切さを普及啓発するとともに、森林・林業の魅力を茨城から全国に発信する。

[林 政 課]

1 林業経営の自立化

- (1) 自立した林業経営による森林管理を実現するため、経営の集約化に取り組む林業経営体に対し、高性能林業機械やスマート林業機器の導入支援のほか、森林情報の提供を行うことにより、経営規模の拡大を推進するとともに、市町村による森林整備が円滑に推進されるよう、巡回指導や市町村職員向け研修の開催等の取組を支援する。
- (2) 森林組合や林業経営体による提案型集約化施策を促進するため、森林施業プランナーや森林総合監理士などにより森林経営計画や市町村森林整備計画の作成を支援する。また、高い技術を持つ林業従事者を育成するための講習や関係団体が設置したスマート林業推進協議会における情報の収集・共有等を通して、低コストの森林整備を推進する。
- (3) 航空レーザー測量等により得られた詳細な森林情報や森林GISの整備を行い、森林の現況を正確に把握して、地域森林計画の樹立や適正な森林管理に活用する。
さらに、森林整備を円滑に進めるため、県と市町村が連携して森林の土地の所有者等の情報を集約化した林地台帳を適切に運用する。
- (4) 安全なきのこ・山菜類を流通させるため、放射性物質検査を継続し安全性の確

認を徹底するとともに、原木シイタケについては、安全性が確認されたロットの出荷制限解除等を速やかに進めるため、林業普及指導員を中心に生産者等への現地指導を市町村と連携して推進する。

うるしについては、漆掻き職人の育成やウルシ苗木植栽の支援、山林における生育管理技術等に関する研究など、生産体制の充実に取り組み、県北地域の地場産業としての定着を図る。

2 県産木材の利用促進と木材産業の発展

- (1) 県産木材の需要拡大と多くの県民が身近に木とふれあう機会を創出するため、木材利用の波及効果が期待できる大規模・中高層建築物などの木造化・木質化や木造住宅の建築を推進するとともに、児童等が使用する机・椅子等の木製品導入を推進する。

また、林業関係団体と連携し、いばらき木づかい運動を展開することにより、広く県民に対する木材利用の普及啓発を図る。

- (2) 製材の生産力や品質を向上させるため、木材加工設備等の整備に対して支援するとともに、林業・木材産業改善資金等の活用を促進する。

また、川上側の素材生産業者、川中の製材業者及び川下側の設計・工務店などの関係者で、効率的な県産木材のサプライチェーンを構築し、需要等の情報を共有することにより、県産木材を定時・定量で供給できる体制を整える。

3 機能豊かな森林づくりの推進

- (1) 県民が自然に親しみながら休養し、自然について学習する場である茨城県自然観察施設（茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター、茨城県きのご博士館、茨城県奥久慈憩いの森、茨城県水郷県民の森）について、指定管理者の自主性を尊重しつつ県民が利用しやすい施設として管理運営を図るとともに、必要な修繕等を行う。

- (2) 森林ボランティアの活動や森林づくり活動への県民の直接参加を促し、県民参加の森づくりを推進する。

また、森林内での多様な体験活動を通じて人々の生活や環境と森林との関係について学ぶ森林環境教育を推進するため、茨城県自然観察施設等を活用した森林・林業体験学習を実施する。

- (3) 令和5年11月11日・12日に本県で開催する第46回全国育樹祭（式典、お手入れ行事及び併催記念行事）の円滑な運営を図るため、実施本部を設置するほか、必要な準備を計画的に行う。

[林業課]

1 林業経営の自立化

- (1) 自立した林業経営による持続的な森林管理を推進するため、経営規模の拡大に意欲的な林業経営体が集約化した森林において行う再造林や間伐等の森林整備を支援する。
- (2) 効率的な森林整備を推進するため、林道、作業道の整備を支援するほか、奥久慈地域の林業の活性化と地域振興を図るため、基幹的な林道として奥久慈グリーンライン林道を整備する。
- (3) 林業用の優良種苗を安定的に供給するため、種子の増産を図るとともに、効率的な苗木生産が可能で低コストな造林に資するコンテナ苗生産量の増加を促進する。
- (4) 県有林の適正な管理と経営の安定化を図るため、下刈りや間伐などの保育管理を実施するとともに、計画的な伐採を推進する。
- (5) 県土や生活環境の保全に資するよう海岸県有林が持つ海岸防災林としての機能を発揮させるため、適正な維持管理を図る。

2 機能豊かな森林づくりの推進

- (1) 保安林が持つ公益的機能を発揮させるため、適正な管理に努めるとともに、機能が低下した保安林については機能回復を図るため、植栽等の森林整備を実施する。
- (2) 災害を防止するため、荒廃の危険性の高い山地や溪流を対象として、治山工事（山腹工、治山ダム工、落石防止工など）を重点的に実施する。
- (3) 飛砂や潮害、津波などから後背地の農地や宅地等を保全する海岸防災林の侵食防止を図るため、防潮護岸施設等の計画的な整備を実施する。
- (4) 海岸防災林の公益的機能の強化を図るため、松くい虫の被害を防止するための薬剤散布を行うとともに、松くい虫による被害木の伐倒処理を行うほか、衰退したマツ林では広葉樹などを植栽して早期に森林の回復を図る。
- (5) 気象災害や林野火災などを防止するため、森林パトロールを計画的に実施するとともに、森林保護に係る普及啓発活動を推進する。